

日本女子大学科学研究費助成事業間接経費に関する内規

2004(平成16)年8月20日稟議決裁
2007(平成19)年5月1日改正
2013(平成25)年4月1日改正
2019(平成31)年4月1日改正
2021年4月1日改正
2022年4月1日改正

(趣旨)

第1条 文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会所管の科学研究費助成事業による間接経費（以下「間接経費」という。）の使用について、「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針（競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）」等関係法令等に基づき、本学における取扱いを定める。

(間接経費の使途)

第2条 間接経費は、補助事業の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、当該研究費を獲得した研究代表者及び研究分担者（以下「研究者」という。）の研究環境の改善や研究機関全体の機能向上に活用するために必要となる経費（別表）に充当する。

2 研究者に配分された間接経費の使用目的は次のいずれかに該当しなければならない。

(1) 研究者の研究開発環境改善

(2) 研究者の所属学部（学科）・研究科（専攻）、当該課題に関連する研究所等の研究開発環境改善

3 直接経費として充当すべきものに間接経費を支出することはできない。

(間接経費の配分)

第3条 間接経費は、次のとおり配分する。

(1) 学長は、本学全体の研究機能向上及び事務執行に係わる必要経費のために、科学研究費助成事業の事務に携わる部署に間接経費総額から次号の執行金額を差し引いた金額を配分する。

(2) 学長は研究者に、他機関配分予定額を除いた間接経費の50%を限度に配分する。また、学内分担者分の間接経費は、研究代表者に配分する。

(3) 前号の研究者のうち、客員研究員及び学術研究員には、間接経費の配分を行わない。ただし、当該の研究者自身が本学に所属する日本学術振興会特別研究員である場合及び学内分担者である場合を除く。

2 前項第1号に定める各部署への配分割合は、連絡・調整を行い決める。

3 第1項第2号による配分を受けた研究者は、間接経費の使用に当たり、使用計画書を学長に提出する。

(間接経費の使用と管理)

第4条 研究者は予算を執行する都度、その処理に必要な書類を学務部研究支援課に提出しなければならない。

2 間接経費を執行する部署は、予算を執行した都度、学務部研究支援課長に証拠書類の写しを付して、その金額及び明細を報告しなければならない。

- 3 基金分の間接経費は、補助事業期間最終年度まで繰り越して使用することができる。ただし、研究者が他の研究機関に転出する場合、又は当該研究課題を廃止する場合を除く。
- 4 学務部研究支援課は、予算の執行に基づく収支簿を整備し、間接経費の執行状況を管理しなければならない。

(間接経費送金・返還の義務)

第5条 科学研究費助成事業交付決定後、研究者が他の研究機関に転出することが分かった場合又は当該研究課題を廃止する場合は、当該年度に本学に納付された間接経費から本学において使用した直接経費の30%相当額を引いた残額について、送金・返還の手続をとらなければならない。研究者と学務部研究支援課は、事前に送金・返還額について確認・調整を行う。

- 2 前項における送金・返還手続は、学務部研究支援課がとりまとめて行う。

(間接経費の使用報告)

第6条 学務部研究支援課は、当該年度の「競争的研究費に係る間接経費執行実績報告書」を作成し、学長の承認を経た後、文部科学省又は独立行政法人日本学術振興会に報告する。

(証拠書類の保管)

第7条 間接経費に関して作成した帳簿類、その証拠となる請求書、領収書等については、直接経費を適正に使用したことを証する書類と併せて、交付を受けた年度終了後5年間保管する。

(準用)

第8条 その他の競争的研究費の間接経費については、原則として本内規を準用する。

(改廃)

第9条 この内規の改廃は、関係部署の協議を経て、学長が行う。

附 則

この規則は、平成16年8月20日から施行する。

附 則 (事務組織改編に伴う変更)

この規則は、平成19年5月1日から施行する。

附 則 (間接経費の取扱に係る変更)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (間接経費の扱い及び事務分掌改編に係る変更)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

ただし、第3条第1項第3号は、平成32年度受入の研究課題より適用する。

附 則 (事務組織変更に伴う改正)

この規則は、2021年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年10月1日「競争的研究費の間接経費の執行に係る共通指針」改正に伴う改正)

この規則は、2022年4月1日から施行する。

別表

間接経費として支出できる経費

管理部門に係る経費 ① 管理施設・設備の整備、維持及び経営経費 ② 管理事務の必要経費
研究部門に係る経費 ③ 共通的に使用される物品等に係る経費 ④ 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費 ⑤ 研究機器・設備の整備、維持及び運営に係る経費
その他の関連する事業部門に係る経費 ⑥ 研究成果展開事業に係る経費 ⑦ 広報事業に係る経費

上記のほか、競争的研究費を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費などで、学長が必要な経費と判断した場合は執行することができる。